

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(使用料)

第 5 条 学園において児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 3 項の児童デイサービスを受ける者は、使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、法第 21 条の 10 第 2 項第 1 号に掲げる額とする。

3 第 1 項の使用料は、知事が指定する日までに納めなければならない。

(熊本県重度身体障害者授産施設条例の一部改正)

第 3 条 熊本県重度身体障害者授産施設条例（昭和 56 年熊本県条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県身体障害者授産施設条例

第 1 条中「昭和 24 年法律第 283 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「重度の身体障害者」を「身体障害者」に、「重度身体障害者授産施設」を「身体障害者授産施設」に改める。

第 3 条各号を次のように改める。

(1) 法第 5 条第 5 項の身体障害者授産施設支援

(2) その他授産施設を利用する身体障害者の更生援護

第 4 条中「社会福祉法人熊本県社会福祉事業団」の次に「(以下「熊本県社会福祉事業団」という。)」を加える。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 5 条 授産施設において法第 5 条第 5 項の身体障害者授産施設支援を受ける者は、授産施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、熊本県社会福祉事業団にその収入として収受させることができる。

3 利用料金の額は、法第 17 条の 10 第 2 項第 1 号に掲げる額とする。

(熊本県知的障害者授産施設条例の一部改正)

第 4 条 熊本県知的障害者授産施設条例（昭和 61 年熊本県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 35 年法律第 37 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条各号を次のように改める。

(1) 法第 4 条第 4 項の知的障害者短期入所

(2) 法第 5 条第 4 項の知的障害者授産施設支援

(3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 4 項の児童短期入所

(4) その他授産施設を利用する知的障害者の更生の援助

第 4 条中「社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会」の次に「(以下「熊本県手をつなぐ育成会」という。)」を加える。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 5 条 授産施設において法第 4 条第 4 項の知的障害者短期入所、法第 5 条第 4 項の知的障害者授産施設支援又は児童福祉法第 6 条の 2 第 4 項の児童短期入所を受ける者は、授産施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、熊本県手をつなぐ育成会にその収入として収受させることができる。

3 利用料金の額は、別表に定めるとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 5 条関係）

種 別	金 額
法第 4 条第 4 項の知的障害者短期入所	法第 15 条の 5 第 2 項第 1 号に掲げる額
法第 5 条第 4 項の知的障害者授産施設支援	法第 15 条の 11 第 2 項第 1 号に掲げる額
児童福祉法第 6 条の 2 第 4 項の児童短期入所	児童福祉法第 21 条の 10 第 2 項第 1 号に掲げる額

(熊本県身体障害者更生施設条例の一部改正)

第 5 条 熊本県身体障害者更生施設条例（平成元年熊本県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 24 年法律第 283 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条各号を次のように改める。

(1) 法第 5 条第 3 項の身体障害者更生施設支援

(2) その他更生施設を利用する身体障害者の更生援護

第 4 条中「社会福祉法人熊本県社会福祉事業団」の次に「(以下「熊本県社会福祉事業団」という。)」を加える。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 5 条 更生施設において法第 5 条第 3 項の身体障害者更生施設支援を受ける者は、更